

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

平成16年9月
海事局海技資格課

背景及び概要

1. 海技大学校卒業者に対する乗船履歴の特例について

外航船の航海士・機関士等になるには、東京海洋大学等の専門課程を有する学校を卒業することが一般的であり、それ以外の一般大学等の卒業者が、海上就職を希望する場合の適切な職業訓練教育制度は今まで存在しなかった。

今般、海技大学校に、一般大学等の卒業者に対する三級海技士養成コースを新設することとし、それに伴い海技試験の受験に必要な乗船履歴の特例を設けることとする。

2. 登録船舶職員養成施設について

交通政策審議会が昨年12月に答申した「内航海運の活性化による海上物流システムの高度化について」において、船舶の航行の安全を確保するため船橋の航海当直を担当する乗組員の少なくとも1名は海技免状受有者とするのが新たに求められ、来年施行予定の船員法の一部改正に併せて義務づけを行う予定である。

これに合わせて、乗船履歴を有するが海技資格を持たない航海当直部員に、甲板部の最下級の六級海技士資格を取得しやすい環境を速やかに整備することにより資格の取得を促す必要があることから、六級海技士に係る登録船舶職員養成施設を新設する。

3. 小型船舶操縦士免許に係る5トン限定区分の廃止について

小型船舶操縦士免許に係る技能限定である五トン限定区分については、制度の簡素化・合理化が必要との要望を受けて、各種調査や検証実験を通じてそのあり方について検討を行った。その結果、基本技能を習得し現在の五トン限定免許に係る実技試験に合格した者は、五トン以上の船舶であっても、五トン未満の船舶と同等程度に支障なく操船できること、操船上、トン数等船舶の大きさではなく、操縦装置や推進機関の方式による操縦感覚の違いが大きいこと等が確認されたため、現在の五トン限定区分については廃止することとする。一方で十八歳未満の者については引き続き若年者限定という形で五トン限定を行うこととする。また、これに伴い試験区分の整理等所要の改正を行う。

4. 小型船舶操縦士身体検査基準の見直しについて

小型船舶操縦士身体検査基準のうち、弁色力の項については、現在「色盲又は強度の色弱でないこと」等、色覚に関する検査を行うこととされている。当該検査については、海上の航路標識等の色の判別能力と完全には関連しないこと、個人情報が出されるおそれがあること等の観点から、今後は夜間における船灯の彩色を識別できること等、現実に必要な動作基準に改めるものとする。

5 . その他

その他所要の改正を行う。

．今後のスケジュール（予定）

公 布 平成 1 6 年 1 0 月中旬

施 行 平成 1 6 年 1 1 月 1 日